

埼玉県テレワーク導入支援補助金

テレワーク環境を整備する県内企業等に補助金を交付します。

1 対象者

県内の中小企業、団体等(雇用保険適用事業所)※他要件あり

2 補助対象経費及び補助額

補助対象経費

テレワークの導入・運用費用等

クラウドサービス、シンクライアント端末 ※
VPN装置、WEB会議用機器(カメラ・マイク等)
社内のパソコンを遠隔操作するためのソフトウェア
セキュリティ・労務管理用ソフトウェア 購入費等
※ シンクライアント以外の端末(パソコン、タブレット等)
の購入費用は対象となりません。

補助額

上限20万円(補助率3分の2以内)※

※令和3年1月8日以降に事業実施計画書を提出し、かつ、いのちを大切にする「テレワーク実践企業」に登録された企業は、上限24万円(補助率5分の4以内)となります。

3 受付

随時(補助対象となる事業実施期間は交付決定日から令和3年3月22日まで)

※交付決定後、令和3年3月22日までに、領収書、テレワーク規定等とともに実績報告書を提出していただく必要がありますので、お早めにご相談ください。

4 問合せ先

埼玉県産業労働部ウーマノミクス課 女性活躍担当

電話 : 048-830-3960

メール : a3960-08@pref.saitama.lg.jp



事業の詳細、申請書類等については、埼玉県のホームページを御覧ください。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/telework/subsidy/hozyo.html>

